

官報

号外 昭和三十六年三月十四日

第三十八回 衆議院會議録 第十六号

昭和三十六年三月十四日(火曜日)

議事日程 第十二号

昭和三十六年三月十四日

午後一時開議

- 第一 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 港湾整備緊急措置法案(内閣提出)
- 第四 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)、国民年金特別会計法案(内閣提出)及び国民年金法案(八木一男君外十四名提出)、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律案(八木一男君外十四名提出)、一般国民年金税法案(八木一男君外十四名提出)、労働者年金税法案(八木一男君外十四名提出)、国民年金特別会計法案(八木一男君外十四名提出)

昭和三十六年三月十四日 衆議院會議録第十六号

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件 務大臣の趣旨説明

提出、国民年金の積立金の運用に関する法律案(八木一男君外十四名提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 港湾整備緊急措置法案(内閣提出)

日程第四 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

矯正医官修学資金貸与法案(内閣提出)

午後一時七分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。内閣から、日本放送協会経営委員会委員に松本重治君を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)、国民年金特別会計法案(内閣提出)及び国民年金法案(八木一男君外十四名提出)、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律案(八木一男君外十四名提出)、一般国民年金税法案(八木一男君外十四名提出)、労働者年金税法案(八木一男君外十四名提出)、国民年金特別

会計法案(八木一男君外十四名提出)、国民年金の積立金の運用に関する法律案(八木一男君外十四名提出)の趣旨説明

○議長(清瀬一郎君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、国民年金法の一部を改正する法律案、国民年金特別会計法案、及び、八木一男君外十四名提出、国民年金法、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律案、一般国民年金税法案、労働者年金税法案、国民年金特別会計法案、国民年金の積立金の運用に関する法律案の趣旨の説明を順次求めます。厚生大臣古井喜實君。

〔國務大臣古井喜實君登壇〕
○國務大臣(古井喜實君) 国民年金法の一部を改正する法律案につきましては、その趣旨を御説明申し上げます。国民年金法は昭和三十四年の第三十一回国会において成立いたし、福祉年金の支給に関する部分は同年十一月から実施されたのでありますが、拠出年金に関する部分は昭和三十五年十月からその適用事務が開始され、本年四月から保険料納付が開始されることになり、これによって、この制度が全面的に実施される運びになる次第であります。

国民年金制度は、すでに御案内のごとく、社会保障制度審議会における全会一致の答申に基づいて策定されたものでありますが、これに対し、各方面から種々改善の要望が寄せられたのであります。政府といたしましては、すなわちこれら要望に耳を傾け、関係審議会の意見等をも徴し、慎重に検討を重ねました結果、現段階における国の財政事情等をも勘案し、この際実行

し得る最大限の改善を行なうこととし、本改正法案を提出いたした次第であります。

以下、改正法案のおもな内容について御説明申し上げます。

まず、拠出年金に関する事項であります。

第一に、老齢年金は六十五才から支給が開始されるのでありますが、この開始年齢を早めることができないかという希望が強いのかんがみまして、六十才に達すれば老齢年金を繰り上げて支給する道を開きたいと考えたのであります。

第二に、保険料の免除を受けるなど、保険料を納めた期間が足りないために老齢福祉年金しかもらえない人々に対して、新たに特例的な老齢年金を支給する途を開こうとするものであります。これにより、これらの人々は、六十五才から七十才までの間老齢年金を受けられるようになり、七十才から老齢福祉年金を受けられることと相待ち、低所得の人々に対する所得保障が一段と手厚くなるわけであります。

第三は、祖父が死亡して祖母と孫が残る、あるいは父が死亡して姉と弟妹が残るというような母子世帯に準ずる世帯に対し、母子年金の例によって準母子年金を支給しようとしたのであります。

第四は、障害年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金について、従来これを受けるためには三年以上保険料を納めていることが必要であったのを、改め、制度発足時の加入者については、一年以上納めておれば支給が受けられるように、その期間を短縮しようとしたのであります。

昭和三十三年三月十四日 衆議院會議録第十六号 国民年金法の一部を改正する法律案についての古井国務大臣の趣旨説明 国民年金特別会計法案についての水田国務大臣の趣旨説明 国民年金法外五案についての八木一男君の趣旨説明

二三八

第五は、死亡一時金制度の創設であります。すなわち、年金が受けられる年令に達する前に死亡したという場合に、いわゆる掛け捨てにならぬよう、保険料を三年以上納めておれば、その遺族に対して、保険料を納めた期間に応じて五千円から五万二千円までの死亡一時金を支給するという改正であります。

次には、福祉年金に関する改正について申し上げます。

第一は、拠出年金における準母子年金と同様のことを、福祉年金についても準母子福祉年金として考えようという改正であります。

第二は、母子福祉年金に対する支給制限を緩和する改正であります。現行制度では、同一世帯に二十五才以上の子がおれば原則として福祉年金の支給が停止されるのでありますが、今後は、その子供に一定額以上の所得があるときに限り支給停止をしようというのであります。

第三は、福祉年金の支給制限について、一昨年の伊勢湾台風に際して制定されました特別措置法の内容を恒久化し、災害を受けた場合に特別の考慮を払うことにいたしましたのであります。

その他、拠出年金及び福祉年金に共通する改善事項といたしまして、第一に、従前から身体に障害のある者に、拠出制度加入後新たな身体障害が生じたときには、前後の障害を併合して障害年金または障害福祉年金を支給できるようにし、第二に、年金を受ける権利が確定しながら、これを受ける前に本人が死亡したという場合には、未支給の年金をその遺族に支給するようになすのであります。

以上の改善事項は原則として本年四月一日から施行することといたしております。

以上をもつて改正法律案の趣旨の説明を終ります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 大蔵大臣水田三喜男君。

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) 国民年金特別会計法案につきまして、その法律案の趣旨を申し上げます。

国民年金制度は、第三十一回国会において成立した国民年金法により創設されまして、そのうち、いわゆる経過的福祉年金につきましては、昭和三十四年十一月一日からその給付が行なわれており、さらに、いわゆる拠出制年金につきましては、本年四月一日からその保険料の徴収が開始されることとなっております。これは、御承知の通りであります。しかし、政府といたしましては、国民年金法に基づく国民年金事業を運営して参りますために、政府管掌の各種保険事業における同様は、これを特別に経理いたしましてその収支を明確にし、将来にわたつてその財政の均衡が保持されるよう運営することが必要であると認められますので、ここに、この法律案を提案し、国民年金事業の健全な発達をはかることといたしました次第でございます。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、この特別会計においては、国民年金法に基づく国民年金事業に関するすべての経理を行なうこととしております。従つて、同法に基づきい

る拠出制年金に関する経理に限らず、いわゆる無拠出制年金に関する経理についてもこの特別会計で行なうこととなります。

次に、この特別会計は、厚生大臣が管理し、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定の三つの勘定に区分して行なうこととしております。しかし、国民年金勘定においては拠出制年金に関する経理を行ない、福祉年金勘定においては無拠出制年金に関する経理を行ない、業務勘定においては国民年金事業の事務取り扱い等に関する経理を行なうこととしております。

このほか、この法律案においては、この特別会計の予算及び決算に関し必要な事項、その他の会計経理に関する一般的な事項を規定することとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 提出者八木一男君。

〔八木一男君登壇〕

○八木一男君 私は、日本社会党を代表いたしまして、わが党提出の国民年金法案、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律案、一般国民年金税法案、労働者年金税法案、国民年金特別会計法案、国民年金の積立金の運用に関する法律案の、互いに相関連する六法案に關し、一括して提案の理由、趣旨並びにその内容の概略を御説明申し上げますのでございます。(拍手)

申し述べるまでもなく、現在の国民年金法は、昭和三十四年、第三十一回国会において成立し、同年十一月一日

より施行、昨年三月三日より、その無拠出部分、すなわち、福祉年金の支給が開始され、本年四月一日よりその拠出年金の部分の保険料徴収が予定をされております。

そのうち、福祉年金につきましては、きわめて不十分であり、給付要件等に相当不合理な点もあつて、給付けれども、とにかく、今までの年金制度に關係のなかつた老人、母子家庭、障害者に年金が支給され、これらの人たちの生活を幾分でも明るいものにしたことは、一つの大きな前進と言ふべきでございます。このことは、国民の要望にこたへ、自民党内閣より先に何回も国民年金法案を提出して無拠出年金制度発足の原動力となつたわが日本社会党の喜びとするところであります。同時に、われわれは、さらに、この制度を急速に飛躍的に改善すべきものと考える次第でございます。

これに反して、拠出年金制度に關して、現行法は、はなはだしく不十分であるばかりではなく、その組み立てはきわめて不合理であり、社会保障の名にそむくものであります。これをゆゑに、わが党は、審議当時これを強く指摘しまして、その意味をもつて政府案に反対したのであります。この拠出年金の保険料徴収の時期が近づくに従つて国民各層から猛烈な批判が燃え上がり、拠出年金制の抜本的改正、その改正の実現までの拠出制実施延期等の声ははるばるとして全国に高まるに至つたことは、各位の御承知の通りでございます。(拍手)

この世論にうけをうけた政府は、幾ばくかの改正意図を発表いたしております。

ですが、その内容は、改正を要する本質的な点には全然触れておらず、死亡一時金等、給付金額増加も、総体から見れば九牛の一毛にしかすぎない僅少なものであります。したがって、政府の行なわんとする拠出年金制に対する批判の声はますます高まり、厚生省の高圧的なやり方をもつてする必死の努力にかかわらず、その登録は、本年二月十五日現在、全国で七三%、特に東京、大阪等の大都市においては、わずかに平均三〇%前後の状態であり、すなわち、国民の大きな期待と完全な理解のもとに、その協力を得て発足すべき国民年金制度においてこのような状態の発生したことは、全く現行拠出制年金の重大な欠陥によるものであります。わが党は本国民年金関係の六法案を提出した次第でございます。(拍手)

従つて、提出の具体的な理由を御説明申し上げるためには、現行法、特に拠出年金制の欠点を指摘することが最も必要と存じますので、以下、要約して申し述べてみたいと存じます。

まず第一に、現行拠出年金制の最大の欠点は、その組み立てが社会保険主義で貫かれ、社会保障の精神と全く相反する点があることであります。

その一は、定額保険料主義であり、すなわち、保険料は高率に達する。このために、保険料は高率に達する。このために、保険料は高率に達する。

その二は、年金支給額が拠出期間比に例制によつてゐることである。このように制度では、割高な保険料を納入することの困難な、すなわち、年金をより必要とする国民大衆は、きわめ

てわずかしかな年金の支給を受けられな
いことに相なります。

その三は、老齢年金受給資格がきわ
めてきびしいこととあります。通常の
場合、二十五年間免除適用を受けた人
でも、十年間の保険料の実納納入が
なければ年金を支給されないことに
なっており、これでは、年金保険料納
入が最も困難な、そして、年金を最も
必要とする人に、年金が支給されない
ことに相なるわけであります。(拍手)

その四は、受給資格に達しない人々
に対する保険料返還制度、今回の政府
の改正案では、特別年金という期限付
減額年金制度となっており、い
ずれにいたしましても、それらの制度
の要件は最もきびしく、大部分の人々
がその適用を受けられないこととあり
ます。保険料納入期間と免除期間の合
計年数が三十年に満たない人の保険料
はこの制度の適用がなく、かけ捨てに
なることとあります。政府は、かけ捨
て反対の世論にびくびくいたしまし
て、死亡時のかけ捨てについては、死
亡一時金という一時しのぎの制度を作
ることによって批判を避けようとい
してありますが、最も過酷な生存時
のかけ捨てについては本質的な対処を
しようとしておられないのであって、そ
の点は、まさに、社会保障の名におい
て生活困難な大衆から収奪をするもの
でございませう。(拍手)

その五は、現行法の免除制度が、対
象者にとって実効がほとんどないこと
でございませう。政府は、国民の批判に
対して、免除制度を隠れみのに使って
おりますけれども、この免除は実に無
意味なものであります。元来、免除を
考えた場合に、免除が保険料の実納納

入と同じ効果を持つものでなければ意
味がないのでございませうが、現行法
の免除はそうではなく、保険料を実際
に納入した場合のように老齢年金額を
増大する要因にはならないのであり
ます。従って、免除を受けなくても、保
険料の強制徴収を受けないというだけ
のこととあり、貧困な国民大衆が、そ
の部分だけ年金制度から締め出される
ということになるだけでありませう。さ
らに、ひどいことは、この免除期間に
は国庫支出がされないこととありま
す。具体的に考えてみますれば、六十
五才、月三千五百円の場合、そのうち
の三分の一、すなわち、月千六百六十
六円は原資は一般会計から国庫負担と
して出るわけでありまして、保険料の実
際納入可能な中間層以上の人は、この
国庫負担を自分のものとするのがで
きますが、最もこれを必要とする
人々には、国庫支出分も支給されな
いという結果になるのであります。社会
保障の一つの大きな柱である年金に対
する国庫支出は、所得再分配という性
質を持つべきものでございませうが、
この場合、それは全く逆な作用をす
るわけであり、金持ちの土持ちに用い
られることに相なるのでありま
す。

以上五点を要約して考えますれば、
現行提出年金制は、なき淺沼委員長が
なくなられる寸前まで国民に訴えられ
たように、保険制度として組み立てら
れていたのであって、社会保障では断
じてないのであります。(拍手)社会保
障なら、その給付を必要とする人に、
必ずその必要の度合いに対応する給付
がなされなければなりません。保険料
納入困難な、すなわち、年金が特に必

要な人の年金が減り、支給がなくなる
のでは、社会保障ではないのでありま
す。それらの人が年金の支給を受け
たがために苦勞をして納めた貴重な保
険料が、わずかなところで息が切れて
要件に達しないばかりに政府に没収さ
れたり、大切な国庫支出が所得再配
分の逆になったりする欠点は、収奪であ
り、金持ちの土持ち政策であって、断
じて許すことのできないところであ
ります。(拍手)このように、組み立てが
全く不合理である点が現行提出年金制
度の最大の欠点でございませうが、そ
れ以外にも大きな欠点が枚挙にいとま
がないのであります。

第二に指摘しなければならぬこと
は、年金額があまりにも僅少であるこ
とであります。月三千五百円というの
は、現行制度立案当時の生活保護基準
一人分を大体の基準とし、わが国の経
済成長を、きわめて過小に、すなわ
ち、年率二%と見、さらに大事をとっ
て、年金額は一・五%ずつ増大すべき
ものとして計算して、四十年後に月三
千五百円という金額を設定したわけ
であります。その金額実施がさらに五年
延ばされて、国民が四十年間保険料を
納めて、四十五年後に、現在の生活保
護を受けている人々と同じような意味
の生活がやつと保障されるというので
ありますから、全く所得保障の名に値
しないことは明らかであります。経済
成長九%を家計する池田内閣として
は、後日年金額を改定するといふよう
な逃げ言葉は許されないのであって、
この目標年金額は、ただいま直ちに改
定されなければならぬと信ずるもの
でございませう。(拍手)

第三の点は、老齢年金開始時期のお
そ過ぎることとあります。六十五才と
いう開始年齢では、生活が困難で苦勞
した人たちの場合、残念ながら、早く
年をとって、長生きをする人が比較的少
ないことから見て、適切ではありませ
ん。もちろん、そのような状態は急速
に是正されなければなりません。そ
のころには、各産業ともオートメー
ション化が進んで、年配の人はある程
度で生産点を若い人に譲ってもらわな
ければならぬし、従って、六十才ぐ
らいからは完全な老齢保障が必要な時
代がくるわけでありませう。これらの面
面からして、六十才開始は断じて不
適であり、六十才開始にいたすべきで
あります。

第四は、貨幣価値変動に対する処
置、すなわち、スライド規定がいま
いな点であります。戦後のインフレの
苦い経験を持つ国民は、現行法によ
うないまいなスライド規定では、安心
して提出年金制に協力できないのは、
むしろ当然であります。

第五は、障害年金及び母子、遺児、
寡婦年金等の年金の内容のきわめて貧
弱なことと、その適用要件が過酷き
まることとでございませう。

第六は、通算制であります。政府
は、今回、通算年金通則法、通算年金
制度を創設するため、関係法律の一部
を改正する法律案を提出してこの問題
を解決しようとしたしております。こ
の改正点は、自民党政府としては比較
的努力したところが認められますが、
完全なものとは断じて言い得ないの
であります。以上三法を施行した場合
も、公共企業体共済組合二十年提出
人の場合の年金額が、標準の人で年十

四万四千円であるのに対し、同十九年
と厚生年金保険一年とが通算された場
合、期間は同じ二十年で、約六万円の
年金であります。同十九年と国民年金
六年とが通算された場合、二十五年間
納入されているのに、その年金額はわ
ずか六万九千円という点を見ますれ
ば、途中職業転換の人の利益が大きく
侵害されることになることは一目瞭然
でございませう。(拍手)

第七は、積立金運用の問題でありま
す。社会保障制度審議会、国民年金審
議会の答申を無視いたしまして、その
審議会の趣旨に沿うた還元融資に関
する特別勘定を作ろうとしないのみか、
厚生年金の新しい積立金も合わせて
二五%は還元するという宣伝をしなが
ら、福祉資金に直接に用いられるもの
はそれよりはるかに少なく、被保険者
団体に還元されるものは話にならない
ほどの少額であります。これに反し
て、資金の大部分は、依然として大資
本に、特に軍需に關係のある産業に融
資されているのでございまして、こ
のような政府の態度は全く国民を愚弄
したものだといわなくてはなりません。
(拍手)

現行提出制には、以上のように、枚
挙にいとまがないほどの欠点があり、
政府の数点の改正点も、その本質的な
欠点を補い得るものではございませ
ん。これに対して、わが日本社会党の
国民年金六法は、以上現行法提出制の
欠点を一切解決し、全国民に期待を
持って迎えられる内容を持つものであ
り、無提出年金においても、現行法の
欠点をなくし、その給付を飛躍的に増
大する内容を持つものであることを、

昭和三十六年三月十四日 衆議院會議録第十六号 国民年金法案外五案についての八木一男君の趣旨説明

正しく御理解いただきたいのでござい
ます。(拍手)

以下、わが党六法案の内容につい
て、きわめて簡潔に御説明を申し上げ
たいと存じます。

本案の内容は、大別して特別国民年
金と普通国民年金の二つの部分で構成
されております。特別国民年金は、い
わゆる無拠出年金であり、現行法の福
祉年金に相当し、普通国民年金は、い
わゆる拠出年金であります。労働者
の年金制度を含んでおりますことが現
行法との大きな相違であります。

まず、最初に、特別国民年金の方
から御説明申し上げます。

これは、さらに養老年金、母子年
金、身体障害者年金の三制度に分かれ
ており、おのれの現行法の老齢、母
子、障害の三福祉年金制度に対応した
ものでございます。

養老年金は、本人の年収十三万円以
下の老人に支給されるものでありまし
て、六十才から年一万二千元、六十五
才から年二万四千元、七十才から年三
万六千元を支給することを基本といた
してあるわけであります。ただし、
七十才未満の老人には年収三十六万円
未満の家庭の場合に、七十才以上の老
人の場合は年収五十万円未満の家庭の
場合に支給することといたしまして、
そのうち、世帯収入の少ない方に基本
額を、多い方にその半額を支給いたす
ことに相なっております。基本額で現
行法と比較いたしますと、六十
九才現在で、現行法では支給額ゼロで
あるのに対して、本法案では通計十八
万円となるわけであります。七十二才
現在の比較では、現行法三万六千元、
本法案二十八万八千元と、大きな開き

があることを、御理解いただきたい存
ずるものでございます。(拍手)

母子年金は、年収十二万円未満の母
子世帯に年三万六千元、多子加算は一
人当たり年七千二百円とし、年収十八
万円未満の世帯にはそれぞれその半額
を支給することにいたしてあります。

もちろん、準母子家庭、生別母子
家庭にも支給いたすわけであります。

現行法と本法との違いは、まず、現行法
に對し本法案が年金額及び加算額が三
倍であること、第二に、現行法では、子
供が十六才をこえれば適用要件がない
ことになっておりますが、本法案では、
二十才に達するまでは要件たり得るこ
と、並びに、現行法では所得制限が
約十三万円であるのに対し、本法案で
は十八万円と、その制限が緩和されて
いることとありまして、わが党案の内
容が心あたったかものであることを御
理解いただけると信ずるものでありま
す。(拍手)

身体障害者年金は、年収十二万円未
満の身体障害者に対し、一級の場合は
年四万八千元、二級の場合は年三万六
千元、三級の場合は年二万四千元、配
偶者並びに子女に關して支給される加
算は、等級にかかわらず、家族一名に
つき年七千二百円ずつ支給することに
相なっており、年収十八万円未満の障
害者にはそれぞれその半額を支給する
ことに相なっております。現行法は障
害者に最も冷酷であり、二、三級障害
には支給せず、内科障害の場合は一級
でも適用しない、家族加算がない、所
得制限がきつ過ぎる等々の欠点を持っ
ておりますが、これらの欠点をすべて
本法案で解消しようとするものであり
まして、支給金額より見ても大きな違

いがあります。すなわち、一級障害、
家族三人の場合、現行法では年一万八
千元、本法案では年六万九千六百円に
相なるわけであります。その間に大
きな差がありますことを御理解いた
きたいと存じます。(拍手)

以上で特別国民年金の御説明を終わ
り、次に、普通国民年金、すなわち、
拠出年金について申し上げます。

この制度は、一般国民年金と労働者
年金に大別され、それぞれ老齢年金、障
害年金、遺族年金の給付があります。
主として老齢年金給付につき御説明申
し上げることといたしまして、まず、
一般国民年金より申し上げます。

この制度は、すべての自営業者、無
職者に適用されるものであり、その対
象者は、現行国民年金法の対象者と大
体において見合ふのであります。年金
額は全部一律で、制度が完成した場合
は、六十才から年八万四千円でありま
す。この六十才開始、年八万四千円
は、現行法の六十才開始、年最高四
万二千元とは、金額から見ても大きな開
きがあるのであります。かりに六十
四才現在と比較すると、現行法ゼロ、本
法案通計四十二万円であり、六十七才
現在では、現行法最高十二万六千元、本
法案一律六十七万二千元と、数十万円
の違いがあることを明らかにいたして
おきたいと存じます。(拍手)六十才開
始を基本といたしてございまして、こ
の場合、もし本人が、六十才より早
く、また、おそくから支給を受けたい
と希望する場合、五十五才から六十五
才までの間において、希望の年からそ
れぞれ減額あるいは増額した年金を支
給できることにいたしてあります。国
民は、この八万四千円の年金給付の五割
を一般財源より負担し、支払の年に
特別会計に払い込みます。また、別に
特別会計で積み立てておくため、対象
者の属する世帯より一般国民年金税を
徴収いたします。拠出期間は二十才か
ら五十四才までの三十五年間、税額は
大体一名平均月百六十六円に相なる計
算であります。国民健康保険税の場合
と似た方法で、均等割五、所得割三、
資産割二という割合で徴収することに
なっておりますので、収入、資産の少
ない人はずいぶんと安くなる見込みで
あり、さらに、納入困難あるいは不可
能の人については減額あるいは免除
をすることといたしてあります。免除
は、五人家族の場合において月収一万
七千元、すなわち、年収二十万四千元
以下の場合適用することといたして
あります。現行法で政府が考へてお
りますものよりは、はるかに範囲が広
いのであります。減額の範囲は、五人
家族の場合月収二万二千元、年収二十
六万四千元以下の場合であり、これま
た、相当多数の該当者が見込まれてお
ります。特に申し上げておかなければ
ならないことは、何回減額を受けた人
でも、極端な場合は全期間免除適用を
受けて、一円も年金税を納めていない
人でも、六十才になれば他の人と同じ
金額の年金が無条件で支給されるとい
うこととあります。このように、所得
比例の年金税、完全な減免制度によっ
て、現在のようない拠出年金制度に対
する疑惑、批判、反対の根拠の主要な部
分が解消されるものと信ずるもので
ございまして。

障害年金の場合は、一級年八万四千
円、二級年六万三千円、三級年四万二千
円が基本額でございまして、現行法よ

りはるかに多額でありますとともに、
現行法と違つて内科障害にも支給する
わけであります。遺族年金は老齢年金の半
額、すなわち、基本額は四万二千
円、子供一名につき一万四千四百円の
加算をつけることになっているわけで
あります。現行法の母子年金よりはる
かに多いのであります。また、現行法
では、遺児年金は母子年金より年金額
がはるかに少なく、寡婦年金は適用要
件がはるかに少なく、過酷でござい
ます。本法案では、それらの遺族がみな
母子と同様の給付を受けるわけであ
り、さらに、男性の遺族にも支給の道
を開いていくわけでございまして。

以上、一般国民年金全般について、
さらに申し上げておきたいことは、年
金額に課税がないこと、並びに、年金
額が、消費者物価または生計費のい
れか一方の一〇％以上の変動の際に、
それに応じて必ず改定されることであ
ります。現行法第四条の規定がはなは
だしくあいまいでありまして、本
案のごとくはつきりと規定してこそ、
国民は信頼して拠出年金制度に協力し
てくれるであろうと、かたく信ずるも
のでございまして。(拍手)

次に、労働者年金について申し上げ
ます。

本制度は、あらゆる職種の労働者本
人に適用せられるものであつて、五人
未満の事業所の労働者、日雇い労働
者、山林労働者等にも適用されます。
老齢年金は六十才から支給されること
が原則であります。炭鉱労働者、船
員、機関車労働者等は五十五才開始と
いたしてあります。これは、現行厚生年
金保険と同様でございまして。老齢年金
額は、制度が完成された場合、一般国民

民年金と同額の八万四千円を基本額といたしまして、それに標準報酬額に比例した金額が付加されます。その金額は、現在の賃金水準では平均年六万三千円になる計算でありまして、合計平均年十四万七千円に相なります。従つて、将来賃金水準が上がつた場合には、この平均額が上昇をいたします。

労働者年金税法案に規定されている労働者年金税は、もちろん標準報酬の高低に従って定められております。一般国民年金の場合より年金額が多いのでありますから、年金税はある程度高くなりますが、この場合、使用者が半分以上負担することに相なっておりますので、労働者負担はあまり重くなく、平均して月二百円程度でございます。低賃金労働者の負担は、標準報酬が少ないため、右の平均よりはるかに少額になることは当然でございます。国庫負担については、実質上一般国民年金と同額程度が確保されるようになっており、その他、拠出期間、繰り上げ減額年金、繰り下げ増額年金制度、非課税及びスライド、免除、また障害遺族給付については、一般国民年金と同様の内容あるいは仕組みになっておるわけであります。

そのほか、特に申し上げておかなければならないことは、通算について完全な方法がとられることであります。本国民年金法内の両制度間はもちろん、既存の年金との通算の場合も、途中の職業転換、制度転換によって一切損をしない仕組みになっておることを明らかにいたしておきます。

以上、一般国民、労働者両年金制度について申し上げましたが、そのおのこの年金税は、減免に対する国庫補

てん分を加えまして、厚生大臣の管理する国民年金特別会計において積み立てることに相なっております。この積立金は当然受給資格者のものであるとの観点に割り切つて、その運用の方法を定めてございます。すなわち、積立金のうち、相当の部分を福祉施設建設等のために運用することとし、その中で、受給資格者の団体に対して貸し付ける道を大きく開くことにいたしてございます。残部は、全部の予定利率六分を維持するために、資金運用部に七分で貸し付けることにいたしておりますが、資金運用部のこの資金の運用につきましても、国民の福祉に役立つ方面に用いるべき旨の規制を加えることにいたしてあるわけであります。軍需産業資金に用いられるようなことは断じていたさけないのでございます。

(拍手)実際の運用については、国民年金積立金運用審議会において審議決定した方向に従い、厚生大臣が行なうことにいたしてございまして、この審議会の構成は、一般国民年金、労働者年金の受給資格者の代表のおの五名、学識経験者五名、官庁代表三名という、使用主代表を加えない画期的な構成にいたしてあるわけでございます。

以上が本国民年金制度の内容の大綱であります。本法の施行期日は昭和三十六年四月一日、年金の支払い開始及び年金税の徴収開始は同年十月一日からであります。

国民年金法施行に要する一般会計よりの経費は、平年計算にいたしまして、その第一年度約二千二百二十四億円で、その内訳は、養老年金約千三百三十億円、母子年金約三百十六億円、身体障害者年金約四十五億円、国

民年金税減免の補てん分約二百十億円、普通国民年金の障害並びに遺族年金の給付に關する国庫補助金、労働者年金の使用主としての国庫負担分等約百十億円、年金支払いに要する事務費約六億円、労働者、一般国民両年金稅法施行に要する經費約二億円であります。以上の国庫支出の大部分が賦課方式でございますので、自後、逐年通増をいたします。本年金制度完成時、すなわち、四十年後には年約九千億圓に達し、それ以上は大体増加を停止し、平準化することに相なっております。

以上のごとく、国庫支出は相当の程度に達しますが、その最初の金額は、最近の財政状態から見て、政府が社会保障をほんとうに推進しようとするならば直ちに実現可能であり、後々の支出増も、財政上はいささかも心配のない程度であります。と申しますのは、各位の御理解のごとく、わが国の経済が逐年拡大し、国家財政もまたこれに従って拡大するからでございます。ただいま、各党とも、経済拡大に自信を持って、おのおのその成長率を発表しているわけでございますが、かりに、故意に各党の態度よりはるかに控え目に、明治以降のわが国経済の成長率

四％で考えてみました場合、この率でわが国の経済が拡大すれば、四十年後には約五倍になりまして、同じ率以上で財政が拡大し得ることは当然でございしますが、これも大事をとって同率と

見て、約十兆の財政のワクが想定されるわけでありまして、相当の減税で、ワクがそれよりも縮まったといたしましても、九千億円くらい程度の国庫支出は容易なことであり、それが全国民に對するものである限り、その支出

は国民に理解、賛成されるものであると信ずるものでございます。(拍手)

以上、大体の御説明でございますが、賢明なる同僚各位には、この国民年金関係六法案が、国民から批判を受けている現行法の欠点のすべてを解決し得る内容を持ち、憲法第二十五条の精神をほんとうに実現することのできる社会保障に徹した案であることを、しかも、直ちに実現容易な案であることを、御理解いただけたと信ずるものでございます。（拍手）それとともに、

このような案であつてこそ、所得保障という本来の大切な目的を果たすとともに、他の重要な面に非常な好影響を与えるものであることも、あわせて御理解いただけると思います。すなわち、本制度を通じての所得再分配によつて国民生活の不均衡が相当程度は正され、これによつて継続的な有効需要が確保されることによつて、諸産業の振興安定に資するところ大なるものがあるわけであります。このことは雇用の増大と安定を招来するものでございしますが、さらに、完全な所得保障によつて不完全就労を減少し、労働力率が低下するという好ましい効果の面も加

えまして、完全雇用への道を進めるものでございます。さらに、十分な年金制度は、雇用労働力の新陳代謝を促進し、鉱工業生産力を増大せしむることも、農業、中小商工業の経営権を若

き世代に移すことによって、その近代化、共同化への原動力となるわけであります。以上の諸点もあわせ御理解をいただきたいと存じます。（拍手）

以上、きわめて簡単にございましたが、本六法案に関する重要な点の大纲

を御説明申し上げたわけでございます。

最後に、心からお訴えを申し上げたいと存じます。

すべての国民は、よりよき年金制度の確立を熱心に求めています。憲法は、健康で文化的な、ほんとうの社会保障制度を推進する義務を、われわれに与えているわけであります。しこうして、老人、身体障害者、母子家庭等の生活上の苦勞をなくし、他の国民の将来の不安を一掃することは、政治の当然進むべき方向でございます。社会

保障は、社会保険というより半端な制度でとどまるべきものではなく、ほんとうの意味で完成させるべきものでございます。およそ、社会保障を一回でも口にした政党政治家は、現状を打開し、その飛躍的な前進をはからなければ、政治を担当する資格はないものと考えるのであります。(拍手) 私たちは、このような考え方で、心身をすり減らしつつ努力を重ねて、あらゆる観点から徹底的に検討した結果、本六法案を提出した次第であります。与党の各位にも、一政党の立場を離れ、現行法政府改正案にこだわることなく、国民の立場に立って、本六法案を十分に

かつ急速に御審議賜わりたいと存じます。しかる後、本六法案が溝場一致可決されますことを、国民の名において強力に要望いたしまして、御説明を終わる次第でございます。（拍手）

国民年金法の一部を改正する法律案（内閣提出）、国民年金特別会計法案（内閣提出）及び国民年金法案（八木一男君外十四名提出）、国民年金法の施行及び国

民年金と他の年金との調整等に
関する法律案(八十一男君外十
四名提出)、一般国民年金税法
(八十一男君外十四名提出)、労
働者年金税法(八十一男君外
十四名提出)、国民年金特別金
計法案(八十一男君外十四名提
出)、国民年金の積立金の運用
に関する法律案(八十一男君外
十四名提出)の趣旨説明に對す
る質疑

○議長(清瀬一郎君) ただいまの各法
案の趣旨説明に對しまして、質疑の通
告がございます。よつて、順次これを
許します。まず、吉村吉雄君。

(吉村吉雄君登壇)

○吉村吉雄君 私は、日本社会党を代
表いたしました、ただいま内閣より提
案されました国民年金法の一部を改正
する法律案につきまして、池田総理並
びに厚生大臣に對しまして若干の質問
を行なわんとするものでございませう。

(拍手)

申し上げるまでもなく、国民福祉の
向上とその充実は近代国家の政治の核
心でございまして、社会保障は、福祉
社会の底辺ともいふべきものであり、
年金制度は、医療保障と並んで、その
底辺の面々に位置する重要性を持つこ
とは、言うまでもございませう。

社会保障の充実とその拡充に鋭意努
力、研究して参りましたが日本社会
党は、昭和三十一年、わが国民年金
制度のあけぼのともいふべき老年金
法案並びに母子年金法案を国会に提案
いたしました。政府・与党の怠慢に警
鐘を打ち鳴らすとともに、昭和三十
三年には、従来の研究を集大成いたし
て、全国民を対象とする国民年金法案
を提案いたしましたのでございませう。

も、与党の多数によつて本會議上程を
阻止される結果と相なつたのでござい
ます。党利党略のためとはいひなが
ら、国民の利益のため、はなはだ遺憾
といわなければならぬと存じます。

(拍手)

しかしながら、その後、政府・自民
党も、わが党案によつて盛り上がった
世論に押され、昨年二月、現行国民年
金法を提案して参りまして、ほぼ完璧
に近いわが党案との対比の中で、多く
の欠陥を暴露されながらも、与党の多
数によつて現行法を成立させたのでご
ざいます。従いまして、現行国民年金
法は、その完足から多くの欠陥を持
ち、社会保障と呼ぶにはほど遠く、市

井の營利保險的な性格を持つておりま
して、おなじにも社会保障の柱などと
は言ひ得ないものであつたのでござい
ます。そのことは、現行法が一たび公
にされましても、単に適用該当事者だけ
にとどまりましても、広く国民各層の間
から強い批判の聲が起つて参りました

たことをもつても、十分にうかがひ知
ることができるとでございませう。のみ
ならず、それを裏づけするものは、
施行後一年の今日、いまだ実質的には
法の運用が行なわれていないにもか
かりませう。すでにこれを改正しな
ければならぬといふこの現実が、雄
弁にこれを物語つてゐるといえるので
ございませう。(拍手)

しからば、今回の改正は、これら国
民の不満と不安を解消するに足る内容
を持つものでございませうか。遺憾
ながらノーと言わなければならぬ
ことを、私ははなはだ残念に思うもの
でございませう。すなわち、改正案は、
今日まで各方面から指摘され、批判さ

れて参りましたところの、年金制度の
基本条件ともいふべき事項につい
ては、全く触れようとしていないので
ございませう。

第一に、保険料が貧富の差にかかわ
りなく一定額であるために、社会保障
の重要な側面である所得再配分とい
う思想がきわめて少ないといふ点、第
二に、支給金額が全般に少なく、憲法
第二十五条の精神に合致しないとい
ふ点、第三に、支給開始時期がおそ過ぎ
る点、第四に、保険料免除規定が
きびし過ぎる点、かつ、その該当事
者には困窮支出が伴わないため、ほと
んどこのような制度を必要とする人々
がその恩恵を受けられないといふ批
判、第五に、積立金運用の規定がは
つきりとせず、かつ、スライド制も不明
確であるなどの重要な事項について
は、何ら触れることなく、枝葉の点の
みの改正にとどめようとしてゐるので
ございませう。たとへば、死亡一時金の
新設などは、年金の体系から申し上げ
ますならば邪道とすら言ひ得べきも
のでございまして、本来は、遺族年金
を充実することの方が本筋のはずで
ございませう。(拍手)

これを要するに、改正案は、現行法
が持つ欠陥の本質的な面を是正するこ
となく、こそくな手段をもつて不満を
そらそうとしておるのでありまして、
国民の期待を全く裏切るものといわな
ければならぬと存じます。

そこで、私は、池田総理に對しまし
てお尋ねしたいのでございませう。け
れども、その第一点は、先ほど本議
員からも触れられましたが、年金額と

経済成長率との関係についてござい
ます。

御承知のように、現行法の老齢年金
額は、改定前の生活保護基準のうち、
農村地帯の老人単身者の生活扶助額二
千円を一つの基準といたしまして、今
後四十年間の経済成長率を年平均二
%と推定し、そのうちから資本蓄積分と
して〇・五%を差し引いて、月額三千
五百円をはき出し出しておるのでござ
います。これは、政府が再三にわたつて
豪語いたしておりましたところの経済成
長率年間九%に比しましてきわめて低
い数字でございまして、全く矛盾して
おるといふわけはなりません。政府
の都合のよい場合には経済成長率を高
く、あるいは都合の悪い場合には低く
推定するといふ、御都合主義といわれ
てもやむを得ないといふわけはなら
ないと思ひます。この相矛盾し、相違
する数字の關係につきまして、総理大
臣の明確な御答弁をお願いしたいの
でございませう。(拍手)

第二点は、先ほど私が指摘いたしま
したように、国民年金法は根本的な欠
陥を持つておりまして、それらが原因
をなして、登録事務も地域的にアンバ
ランスを示しておりました。特に、
都市部におけるところの届け出は遅々
として進まない状況にあります。今
回の改正によりまして、その欠陥
は是正されてはおりません。従いまし
て、今日最も重要なことは、ほんとう
に国民が信頼し、喜んで協力できま
すような、りっぱな年金制度を確立す
ることであり、それが国民の期待に沿
う道であると考えてございませう。

従いまして、このような抜本的な制度
の確立まで、無拠出年金の部分を除い

て、現行法の実施を延期することの方
が、国民の期待に沿うてありませう
し、混乱を少なくする方途かとも考
えられるのでございませうけれども、総理
にその意思ありやいなやを伺ひいた
したいのでございませう。(拍手)

次に、厚生大臣に伺ひをいたしま
す。

その第一点は、現在の国民健康保険
による保険料あるいは保険税は、平等
割、均等割のほか、所得割、資産割
などの制度がありまして、所得や資産
に応じて掛金が徴収されるという仕組
みになっております。国民年金法の保
険料もこれと同じようなシステムにす
ることの方が、所得再配分という社会
保障の精神にも合致すると考えられる
のでございませうけれども、この点、大
臣の見解を伺ひたいと存じま
す。(拍手)

第二点は、かりに今申し上げました
ようなシステムにいたしまして、低
所得層にとりましては、保険料は相当
な負担となります。現行法にも保険料
の免除規定はあるのでございませう
けれども、これをもつと拡大し、少なく
も五人世帯月収一万七千円くらいま
では免除すべきではないかとわが党は考
えております。さらに、免除にまでは
至らない低所得者に対しては減額
措置を講じますのほかに、これらの該
当事者には、免除期間あるいは減額期間
については、その分を国庫をもつて補
てんいたしまして、年金額が減額され
ることのないようにしてあるなど、き
めのこまかい配慮が、この種の制度に
とつては最も必要であり、国民はそ
ういふ点の改正をこそ望んでおつたと考

えるのでございますけれども、大臣の考えはどうでございますか。

第三点は、先ほどの総理に対する質問とも関連をいたすのでございまして、けれども、政府は、このたび生活保護基準を一八%引き上げました。もちろん、わが党は、この程度の引き上げでは憲法に保障する文化的にして健康な最低生活の保障はでき得ないと思ひまして、少なくとも五〇%程度の引き上げを主張いたすのでございまして、そのことはしばらくおとくといたしまして、先ほども申し上げましたように、現行法の年金額の算出基礎が改定前の生活保護基準であつたのでございまして、その基準を改定したのでもあります。本法は、この四月から保険料の徴収を開始する、いわば実質的な出発時に当たつておるのでもございまして、現行法の第四條第二項を待つまでもなく、年金額の増額改正を提案すべきであつたと思ひますのでございまして、このように点について、は、なせ、一体、改正しようと思ひないのか、はつきりとしたお答えを願ひたいのでございまして。(拍手)

最後に、私は、登録事務の現況と今後の対策についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

厚生省の最近の発表によりますと、適用該当者の登録状況は、二月末日現在で、全国平均では八〇%でございまして、これは地域的に見ますと、はなはだしくアンバランスであり、特に都市におきましては、東京の五七%、京都の三三%、大阪に至つては二五%と、きわめて低い成績となつておるのでございまして。このことは、改正案を含めまして、現行法が根本的な

欠陥を持つており、それに対する国民の不満が原因として、このような状況を生んでおると私は考えるのでございまして、大臣は、この点、いかが考えられておりますか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

なお、現行国民年金法、あるいは改正案を含めまして、このような多くの欠陥を持つておるのにもかかりませぬ、厚生省が功を急ぐの余り、一部の地方では、強制的に、あるいは威圧的に登録事務などを進めておるような事例もあるやに聞いております。このように威嚇的に事務を強行する場合に、多くの混乱が予想されるわけでは、多くあります。申し上げるまでもなく、本法は愛情を精神とするものでございまして、いさしくも、その施行にあつて、威圧あるいは強制等は厳に慎まなければならぬと思ひます。これら現状に對し、あるいは將來に對しまして、厚生大臣はどのような対処されようと思ひおるのか、お伺いを申し上げます。(拍手)

以上で私の質問を終わりたいと思ひますが、どうか、適用該当者、全国民が納得できますよう、親切かつ明確な答弁を強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

御質問の第一点は、老齢年金額三千五百円は少な過ぎるのではないかと、所得増徴計画からいって、もっとふやすべきではないか、という御質問でございまして、所得増徴計画は今後十年間の問題でございまして。現在の負担力そ

の他から考えまして、ただいまのところ、これでいきたいと思います。今後、国民経済の発展に伴ひまして、財政力の充実、国民の負担力の向上によつて改善していききたいと思ひます。

第二の、本年年金の実施を延期する考えはないか、この御質問でございまして、御承知の通り、本法並びに今回の改正案につきましては、国民年金審議会あるいは社会保障制度審議会の全会一致の決議に基づいてございまして、従ひまして、私は、本制度を実施しつつ、今後改善すべき点は改善していくことが、国民の要望であると思ひます。(拍手)

〔国務大臣古井喜實君登壇〕

○国務大臣(古井喜實君) お答え申し上げます。

第一に、保険料を資力によつて差別をつけるべきではないか、たとえば、国民健康保険の保険料のごとく取り扱ふべきではないか、という御意見であります。この資力によつて保険料に差別をつけるという考え方はそのものに、必ずしも反対ではございません。ただ、しかし、その実行の技術的な方法の適当なものがないというところに、これは実行ができませんのであります。国民健康保険は市町村単位で行なつておるのでありますけれども、国民年金は全国民一律の扱いにならなければならぬのでありますから、同じような方法は実行できないのであります。また、所得税を基準にして、というお考えもございまして、所得税を納めない人がこの国民年金の対象の非常に大きな部分であるのであります。つまり、適当な実行上の方法がな

いというところが、ただいまの点に對するわれわれの考えでございまして。

その次に、低所得者に対して、これを免除とか減額とか、あるいはまた、その場合には国庫で肩がわりをしたらどうかという点についての御意見でございまして、どうしても保険料が負担できない人に対しては、免除は適切に実行していく考えでございまして。この場合には、国庫で肩がわりするということとは、今日は考えておりません。

その次に、生活保護基準をとにかく一八%上げたんだから、これと関連して年金の金額も上げるのが至当ではないか、という点でございまして、けれども、国民年金の金額は、国民の生活水準とは大きく見合つておりますけれども、生活保護基準とは直接の関係がございまして、むしろ、生活保護基準の問題は、国民の一般の生活水準と開きが大きくなつたから引き上げたのでありまして、この保護基準の引き上げと何の関係もないと考えております。ただし、経済の成長に伴つて国民年金の金額を将来に上げていくというところは、先ほどの総理からお答え申し上げた通りであります。

次に、都市部において届出が不十分である、これはこの制度に対する不満からではないかという点でございまして、したが、この種の新しい事務を都市部で始めますときには、なかなかかはかばかしくいかないという特有な事情があることは、御承知の通りであります。あながち年金に対する不満ばかりだとは思ひません。今後、理解を徹底いたしますれば、都市部においても届出がだんだん進むものと考えております。

なお、最後に、今後、掛金の徴収について無理なこと、過酷なことをする考えは毛頭ございせん。実情に合ふように親切に扱つていききたいと思ひます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 本島百合子君。

〔本島百合子君登壇〕

○本島百合子君 私は、民主社会党を代表いたしました。ただいま政府提案になりました国民年金法の一部改正案に對し、お尋ねいたすものであります。

ただいま、総理大臣並びに厚生大臣から、社会党の吉村議員の質問に對しての御答弁を承つておりますと、國民に對し非常に不親切な御答弁のように聞き受けられるわけであります。しかも、この国民年金につきましてもは全國民の注視の的になっておりますので、どうか、私の質問の場合におきまして、なるべく、おかつ、誠意ある答弁をいたすべきことを、前もつてお願い申し上げます。(拍手)

本年四月から実施されるところの現出制国民年金は、医療保障の國民健康保険とともに、近代國家がひとしく人間の不幸を取り除く大きな役割を果たす手段としたしまして、どこの國におきましてもすでに実施されておる政策であります。ところが、この本法に、多くの矛盾と、國民の納得しがたい内容があるために、現在に至りますも、加入の申し込み、申告が非常に不十分である、予定通りに參つていないというところは、すでに御承知の通りであります。

そこで、池田総理に對しましてお尋ねいたしたいことは、わが国の社会保険の問題として考えられますことは、病氣と貧困の悪循環をいかにして断ち切るかということでございます。医療保険におきまして、医療費負担をいかに軽減いたし、なおかつ、進歩せることの医療を受けさせることができるかということが国民の期待であつたにもかかわらず、今回、医療費単価引き上げといたしまして、このことは、開業医の人々の生活維持のためであるということについては理解ができますが、それと同時に、被保険者の負担増となつてきたことは事実であります。

増大になつて参つております。このことによりまして、国民は、この実態を無視して、あわせて、今回の拠出年金の実施という事になつて参りますので、こうした点が政府・与党にわかつていないではないかというような激しい憤りを感じて、ただいま、あらゆる意味での反対闘争が行なわれておるわけでありまして、こうした点について、社会保障という考え方、特に、わが国におきましてこのようにした特殊の事情、経済状態に置かれておるものについて、どのようにお考えになつておるかを、お尋ねいたしたいのであります。

こうしたことについて、次に貧困の問題が関連して参るわけでありまして、今日の経済の成長率を九％と言つておられますが、しかし、手放して喜ぶわけに参らないということは、現に生活困窮者が七百万人あり、ポーター・ライン層を含めまして千二、三百万人近くあるという、この事実でございます。この人々は、貧しいということばかりでなく、病というものと二つが重なつて参りまして、貧困者の群れに落ちる、こういうふうになつて参り、なお、最近では、貧富の格差がますます激しくなつて参つておるわけでありまして、この国民の貧困解消を社会保障の体系の中においてどのように解決しようとしておられるか、こういう点についてお尋ねをいたしたいわけでありまして、かてて加えまして、消費物価は非常に値上がりいたしまして、大體三割から五割といわれておりますし、公共料金の引き上げ、あるいは国民健康保険のいわゆる完全実施と相俟つて、国民負担というものは非常な

また、先ほども言われましたように、全国におきましては加入申告が非常におくれておる、東京都の場合におきましてはまだ半数にも満たない、あるいは大阪、京都におきましてはそれ以下であるという事実を見ますときに、これは国民が長年の待望であつたにもかかわらず、その内容が明確さを欠き、なお、私たちの積み立てたこのお金というものがどのように使われていくか、こういう点不明であるために、この申告が非常におくれて参つたということは、すでにおわかりの通りであります。

そこで、この法律制定二カ年間にいたしまして世論の反響にあり、実施を前にして大幅に改正せざるを得ない本法の改正案が提出されたわけでありまして、この法律が、いかに羊頭を掲げて狗肉を売るような拠出制国民年金であるかということがわかるわけであり、従つて、抜本的な改正を行なうために、四月一日から実施されますところのこの年金の延期を要望いたしました

と考えております。その延期をする意思はないという御答弁であります。以下述べます質問につきまして、私は、この際、この拠出年金は延期すべきであると主張いたしますが、総理は、いま一度、明確に、日本の社会保険制度のあり方というものを御報告願ひ、あわせて、この延期に対する御見解を承りたいと考えるわけでありまして、

質問の第二点といたしまして、年金の支給額であります。この法律が制定されましたところの三十四年当時と比べまして、今日、物価は、先ほども申し上げた通り、三割から五割程度の値上がりとなり、あらゆる税金その他の値上がり等によりまして、国民生活に大きな影響を与えておるわけでありまして、従つて、その当時三千五百円の支給額を決定されたのは不当に低過ぎるということでございます。この三千五百円を決定された当時におきましては、大體、成人一人当たりの生計費を三千八百円、また、厚生行政基礎調査での老人の生計費を三千三百五十円、あるいは社会保障生活実態調査では三千六百円というふうなものがあつた、これを勘案して三千五百円と決定されたと聞いております。そのういたしますと、現在、生活保護者におきまして、その生活費の上昇は大體五〇％であるということがいわれておるわけでありまして、政府が今回一八％の値上げをせざるを得なかつたというところは、こうした物価騰貴によつて、生活保護者に至りまして、こうした基準の改定をせなければならぬといふことがおわかりになつたためであるはずであります。先ほどの御答弁

によりまして、生活保護と年金との性質が違ふからというふうなことを言つておられました。また、憲法上定められた最低限の生活におきまして、すでにこれが違法であるといふことが、朝日事件の中で、裁判で決定されておるような実情であります。そういったしますと、こうしたものの値上げをしなければならぬ、こういうことになれば、法制定後二年たつておきましてこの拠出年金につきましても、当然、物価にスライドして値上げするのが至当であると考えられるわけでありまして、なおかつ、最近の労働者たちにとりまして、最低賃金法というものがしかれておりました、大體七千、八千円というふうな面とあわせ考えまして、老後の生活を保障するに、かつての産業経済のいい手としての老人に對し、七千円の支給は妥当であると考えておりますが、こうした支給額に對する増額をどのようにお考えになりますか、御答弁願ひたいと存じます。何の恒産もない老人たちが、わずか三千五百円で暮らしていかれるかどうか。というところは、この年金の対象者が、御承知の通り、農民であるとか、零細商工業者、あるいは筋肉労働者、一般婦人といふことになつております。従つて、こうした支給額につきましても、物価とつり合ひ、なおかつ、老後の安定を得るためには、当然七千円に支給額はしなければならぬと考えるわけでありまして、

今日均等に課せられるところの百円、百五十円というこの掛金は所得比例にすべきであると思つております。所得比例については、ただいま、非常に技術的に困難であるといふ、御答弁があつたわけでありまして、すでに国民健康保険の場合においては所得比例によつて徴収をされておるわけでありまして、なぜ、この国民健康保険と国民年金とが別な角度でものを見なければならぬのか、こうしたことにおいて、私どもは、その徴収をするのに、また、その額を決定するのにどうして困難が伴うのか、はなはだ厚生大臣の答弁を不満といたすわけでありまして、そして、この所得比例といふことによりまして、富める人々が貧しき人々の生活の保障をしてあげる、こういうふうな考え方になつたなければならぬと考へ、所得比例をとる御意思があるかどうかを承りたいのであります。

第四には、年金の支給の開始年齢でございますが、保険者の意思で繰り上げ支給をすることは、保険財政の収支を狂わせることになるから、なかなか困難である、と政府は主張いたしておつたわけでありまして、しかし、今回の改正案に見ますように、減額繰り上げ支給といふものをするということになつておるわけでありまして、こうしたことを政府の一方的な考え方によつてすることができるといふことになれば、なぜばなるといふことわざ通りであります。政権を担当しておるものの方はいかにして、こうしたことができない、前言をくつがえしても、こうしたことができない、という証左になるわけでありまして、従つて、私どもは、この際、思い切つて、この支給開始年齢を、男を六十才、女を五十五才とすべ

きであると考えなければなりません。これは、御承知の通り、厚生年金におきましては、男六十才、女五十才となつております。今後、年金保険あるいは恩給、こういうものが当然調整され、統合されて、今後の社会保障のあり方としての基本的な、抜本的な改革がなされるべきであります。そうした場合には、厚生年金と国民年金の引きを考へて参りますときに、この発足にあたりまして、男六十才、女五十才とされたいと要望するものであります。婦人をなせ男子に比べて五年下にいたしたかと申しますと、これは、世界の先進国におきまして、すでに女子の場合は男子に比べて五年低いということになっておるわけでありまして、それは、女性なるがゆゑに、男女平等と申しながら、社会に出まして、老後におけるところの婦人の立場、社会的な環境、こういうものから、非常に婦人の生活を保障する面がないということから、こういうことがうたわれてきておるもので、この発足にあたりまして、私は、こうした男六十才、女五十才というように年令の引き下げを要求したいと思ひますが、この点についてどのようにお考えになるか、明確なる御答弁をいただきたいと存じます。

なお、この拠出年限でございますが、大体四十年というものは長過ぎる。どなたでも、年金保険等をかけますときには、早くもらつて、そして、自分のかけたものによつて自分の生活の安定が得られるという喜びをほしいものである、これが人間心理であらうと思ひます。また、ILO等におきまして、大体国民年金は十五才程度

ということになっておるようでありまして、国際水準に何事によらず近寄ろうというような考え方を持っておられる池田総理におきまして、こうした点について十五才年間程度に短縮する意思はないか、そして、世界の人々と同じ立場に、同じ条件のもとに日本民族を置くというような考え方に立ち至れないものかどうかということを、お尋ねいたすわけでありまして、

第五は、最も重要なことになるわけでありまして、積立金の運用の面でありまして、これにつきましては、大抵、政府は、この国民年金が昭和九十年ごろになれば三兆六千億程度に達する、しかも、この積立金の利息だけに於いて保険者の入割をまかなうことができるということをお尋ねするわけでありまして、そういったこと、このよう膨大な積立金というものがどのように使用されるかということが明確でない。なおかつ、かつての戦争当時を思い起こしますと、厚生年金の積立金が戦争のために使用されたことがございます。こういう、かつてのことを忘れていない国民は、憲法の裏づけのない、姿なき軍備にまた使われるのではないかと不信感、こういうものがあるために、今回の加入申告に對しまして非常に率が悪く、結果を生み出して参つておるわけでありまして、従つて、こうした積立金の運用という点については、保険者の多数の代表の意思によつて決定すべきであると思ひわけでありまして、こうした年金というものは、大体、だれの手において、だれが運営するか、だれが使うのか、こういうような疑問、これが国民全般に行きわたつておる今日におきましては、この積

立金の使途ということが年次計画におきまして明確に示されてこない限りにおいては納得しづらいというものがここにあらうのではなからうか。特に、大蔵省の資金運用部資金に投入されて運用されるということになれば、この年金の対象者が、所得の低い、いわゆる低所得層にあるというところを考へ、この所得の少ない人々から取り上げたお金が大産業に、あるいは軍備に使われていくのじゃないか、こういう考え方に立ちましたときに、だれが納得してこうした年金加入ということができるでございましょうか。こうした点におきまして、この積立金は、当然、掛金をかけたところのいわゆる年金者に対して、完備せるところの老人ホーム、あるいは児童のための施設、あるいは低家賃の住宅不足のために低額所得層が今日非常に苦しみにあへておられますが、こうした人々に衛生的な住宅を建てる、あるいはまた、完備せるところの医療機関を作る、こういうことが明確にうたい出されて参りますならば、まだ国民はある程度納得ということができます。参ると思ひますが、このうたい出されたことと明確でないわけでありまして、そこでも、この積立金を、今日、福祉事業団というふうなものを設置して、そして、それに当たらせるということが提出されておるようでありまして、これも、これは一種の中間搾取的な機関になるということでありまして、大蔵省の資金運用部から借りるときには高率の利息を払わなければならぬ。私どもは、この積立金は、国民に、よるところの直接の運営機関にしていく、そうするならば、そうした利息の二重払いということもなくなつてくる

し、また、広範ないろいろな事業もでき得ると考へておるわけでありまして。こういう意味におきまして、改正なされる意思があるかどうかをお尋ねいたしますわけでありまして。

最後に、今日拠出年金制を発足する場合に、ただいまさつと申し上げました中にも多数の矛盾を含んでおるわけでありまして。そこで、こうした矛盾を是正する、その期間延期をいたし、なお、今日無拠出年金となつておりましたところの福祉年金、これに對しまして五才年令を引き下げ、六十五才から支給できる、月額千円であるものを三千円にするということが、当然必要であらうと考へるわけでありまして。なお、準母子世帯を入れたということを政府は誇らしげに申しておりますが、準母子世帯を入れることは当然であると同時に、なお、おじいさん、あるいはいさん、こういう者たちが育てている子供に對して、何らかの支度がなされていなければならない。少なくとも、子供の社会において、こうした不平等な立場を与えるということとは、私ども考へなければならぬことと考へ、こうした子供たちに平等に年金が支給されるような方途を考へるのが至当であると思ひます。子供は国の花束であり、この子供たちを国が将来育てていくような角度に持つていくことこそ、今日拠出年金が始まろうといひしておりますときに、まずきめてかななければならぬことであると考へておりますが、こうした点について厚生大臣はどのようにお考えになりますか、明確な御答弁をいただきたいと存じます。

また、こうした社会保障の問題であります。年金、保険、恩給、こういったものは一本化されてこなければならぬ制度のものであり、これがまたなされたときに、初めて国民は安心して国を信頼するという気持ちになり、税金を納めるにいたしても、保険、年金等の拠出にあたりまして、納得がいくわけでありまして。従つて、こうした点において国民が真に協力し得るところの制度を確立するまでこの年金の実施を延期されるということを中心から私は要望いたし、その御答弁をお聞きいたしたいと存じますが、最初に申し上げましたように、大きな国民的関心のもとに於いての年金発足でございますから、総理大臣は、特に、簡単にすばつと答へられることなく、日本の国における社会保障の根本の観念を明確に御答弁下さるよう要望いたし、私の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。
御質問の、病氣と貧困をいかにして断ち切るかという御質問でございますが、これは、社会保険と年金制、すなわち、こういう社会保障制度の拡充強化によつてこれを断ち切るということが、われわれの念願でございます。(拍手)
なお、貧富の懸隔が非常に大きくなつたとおっしゃいますが、最近の状況では、年二十万円以下の家庭は非常に減つて参つてゐるのであります。ほとんど二十万円以上になつてゐるということは、内閣統計局の示す通りでございます。

昭和三十六年三月十四日 衆議院會議録第十六号

国民年金法の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

二四六

なお、本法案を延期する意思はないかというお話でございますが、もう、社会党、民主社会党の方々も、つとに年金制度の創設を願っておられたのであります。私は、この年金制度を早く施行して、今後における改正すべき点は徐々に改正していくことが、国民の要望にこたえるゆえんだと考えているのであります。(拍手)

なお、改善その他の問題は、政府の財政あるいは国民経済の発展によりまして、私は、幾らも改善する機会はあると思うのでございます。われわれは、この際どうしても早くやるのが国民のためにいいことと考えております。

なお、積立金の運用につきましては、本資金の特殊性あるいは拠出者の意思を尊重しなければならぬことは当然であります。従いまして、この年金あるいは厚生年金等につきましては、今までの運用部資金の使用方法是変えて、厚生あるいは大蔵大臣並びにわれわれの納得するような一応の成案を得ました。しかし、今後におきまして、この成案につきまして改善にやぶさかではございません。(拍手)

(国務大臣古井喜實君登壇)
○国務大臣(古井喜實君) お答え申し上げます。

年金の支給金額、拠出制三千五百円、これはいかに少ないので、倍額の七千円くらいに少なくとも引き上げたらどうか、という点であります。今の三千五百円が必ずしも十分とは思いません。しかし、七千円にいたしますには、膨大な国の負担、または保険料に対する負担の増高が起るわけでありまして、先ほども総理が申しま

したように、経済の成長に伴って、そうして、国の財政力、保険料に対する国民の負担能力、こういったものの充実と相俟ってこの金額は引き上げるように、漸進的に進むべきものだと考えております。

その次に、掛金を所得に比例して差別をつけたらどうかという点であります。先ほども申し上げましたように、資力によって差別をつけるという考え方は、必ずしも異存はございません。ただ、しかし、そのためのうまい方法がないということでありまして、全国どこでも共通して使えるようになりまい基準がないのであります。先ほども国民の掛金のことをお話ししてございまして、これは市町村単位のことでありまして、他の市町村とつり合いをとる必要がないのであります。所得税は、お話しありますけれども、納めていない多数の人がおりますから、そういう人にとり差別をつけるかというのはいささかしいのであります。要するに、うまい方法がないというところであります。

次は、年金の支給年令を、六十五才、婦人は五十五才まで引き下げたらどうか、こういうことでもございまして、これも、あながち、いけない、反対だと申すのでもございせんけれども、この年令を五才引き下げただけで、経費が約倍増するのでございまして、その点をよく考えつつ、将来の改善に待つほかはないと思うのであります。

次は、積立金の運用につきまして、総理からお答えがございましたが、格別つけ加えることもないかと思ひますけれども、今回におきまして

も、この積立金の使途、行方については、国民に心配をかけないように十分配慮いたしておるつもりであります。貧しい人々から拠出した零細な金でありますから、この行方について不安や疑問を少しでも残してはいけませんのであります。使途は将来も明確にいたします。三十六年度におきましても、はつきりいたしております。そして、また、身近な福祉事業等の方面にこの金を使うように方角をきめておること、は、すでに御承知の通りであります。

最後に、福祉年金の改善、特に児童に対する年金の問題でございまして、母子年金にいたしまして、遺児年金にいたしまして、また、今回改正いたします準母子年金とか、また、児童扶養手当等におきましても、十分児童に対する考慮は払っておりますけれども、なお、将来の問題として、児童に対する政策は、ただ年金だけでなしに、大いに考えるべきものがあると思ひますので、よく検討いたしたいと思ひます。

(拍手)
○議長(清瀬一郎君) 以上をもちまして質疑並びにこれに対する答弁は終わりました。

日程第一 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(清瀬一郎君) 本日の日程に入ります。

日程第一、道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

右
国會に提出する。
昭和三十六年二月十四日
内閣総理大臣 池田 勇人

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律
(道路整備緊急措置法の一部改正)
第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「昭和三十三年度」を「昭和三十六年度」に改め、同条第三項中「は」の下に「あらかじめ」を加え、「あらかじめ運輸大臣を運輸大臣及び経済企画庁長官に、その他の部分については経済企画庁長官に改める。

第三条 第一項中「昭和三十三年度」を「昭和三十六年度」に改め、同項第三号を次のように改める。
三 昭和三十三年から昭和三十三年度までの国の直轄の事業に係る道路法第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項若しくは第五十一条又は道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)

第二条第三項ただし書の規定による地方公共団体の負担金が地方債の証券をもつて納付された場合における当該年度の前前年度に支払われた当該地方債に係る償還金(利子に相当する部分を除く)の額

第四条を削り、第五條中「昭和三十三年度」を「昭和三十六年度」に改め、同条を第四條とする。
(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)
第二条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
第四條の見出しを「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」に改め、同条中「昭和三十一年度以降の六箇年間に於ける前条の規定により指定された道路に関する積雪寒冷特別地域道路交通確保六箇年計画及び昭和三十一年度」を「昭和三十六年度」に、「同条」を「前条」に、「道路交通確保五箇年計画」を「道路交通確保五箇年計画」に改める。
第五條から第七條まで中「道路交通確保五箇年計画」を「道路交通確保五箇年計画」に改める。
附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
(道路整備特別会計法の一部改正)
2 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。
6 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)による改正前の道路整備緊急措置法第三条の規定により、揮発油税の収入額に

相当する金額を同法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行なつた道路整備事業(昭和三十五年度以前年度のこの会計の予算で昭和三十六年度以後の年度に繰り越したもののより行なう道路整備事業を含む)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

理由

道路を緊急に整備して経済基盤の強化に寄与するため、新たに昭和三十六年度を初年度とする道路整備五箇年計画を定める等道路の整備に關し必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長加藤高藏君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔議長退席、副議長着席〕

〔加藤高藏君登壇〕

○加藤高藏君 たいだいま議題となりまして道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行道路整備五方年計画は、昭和三十三年以降五方年間に、総投資額一兆円をもって道路の整備を促進しようとするものでありますが、最近におけるわが国自動車交通需要の増加は、現行計画策定当時の予想をはるかに上回っているだけでなく、この傾向は今

後さらに増加の情勢を示しておるのがあります。従いまして、このような交通情勢に対処するためにも、また、新たに策定された国民所得倍增計画を達成するためにも、この際、現行道路整備五方年計画を発展的に解消せしめ、新たに昭和三十六年度を初年度とする総投資額二兆一千億円の新しい道路整備五方年計画が策定されることとなったのであります。ここに計画策定の根拠法である道路整備緊急措置法等の一部に所要の改正をしようとするものであります。

本法案は、二月十四日本委員会に付託され、新道路整備五方年計画の基本構想その他について質疑が行なわれたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、三月十日、討論を省略して直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

日程第二 予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(久保田鶴松君) 日程第二、予防接種法の一部を改正する法律案を議題といたします。

予防接種法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十六年二月十六日
内閣総理大臣 池田 勇人

予防接種法の一部を改正する法律
予防疫種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 急性灰白髄炎
第十四条を次のように改める。

第十四条 急性灰白髄炎の予防接種は、次に掲げる定期において、行なう。

一 生後六月から生後二十一月に至る期間

二 前号の定期の予防接種後十二月から十八月に至る期間

第十六条第一項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第二十三条中「この法律に定めるところにより、」を「第五条の規定による」に、「徴収しなければならぬ」を「徴収することができる」に改め、同条ただし書中「及び第六条の規定による予防接種を行ふとき」を削る。

第二十四条第一項中「その額の二分の一」を「第五条の規定による予防接種についてはその額の三分の一、第六条の規定による予防接種についてはその額の二分の一」に改める。

附則中第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二 急性灰白髄炎以外の疾病の定期の予防接種については、第二十一条、第二十二條及び第二十四条第一項(国庫の負担に關する部分に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際生後六月から生後二十一月までの間にある者については、この法律による改正後の第十四条第一号の定期は、同号の規定にかかわらず、この法律の施行の日から昭和三十三年三月三十一日までの期間とする。

3 この法律の施行の際生後二十一月から生後三十六月までの間にある者については、急性灰白髄炎の予防接種の定期は、この法律による改正後の第十四条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から昭和三十三年三月三十一日までの期間とする。

4 前二項に規定する者であつて、生後六月に達した後この法律の施行前に、第十五条の規定に基づく厚生省令で定める実施方法に適合する急性灰白髄炎の予防接種を受けたことがあるものは、第二項に規定する者にあつてはこの法律による改正後の第十四条第一号の予防接種を、前項に規定する者に

あつては同項の予防接種を受けたものとみなす。

理由

急性灰白髄炎を予防接種を行なうべき疾病に追加するとともに、市町村長が予防接種を受けた者又はその保護者から実費を徴収しなくてもよいこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長山本猛夫君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山本猛夫君登壇〕

○山本猛夫君 たいだいま議題となりまして予防接種法の一部を改正する法律案につき、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

急性灰白髄炎、いわゆる小兒麻痺の罹患者は、近年、大幅に増加の傾向にあり、特に、昨年の流行期においては、一部の地域において顕著な蔓延を見たのであります。政府は、これに対処するため、昨年八月に緊急対策要綱を決定し、本年一月より予防接種を重点的に実施して参つたのであります。が、今回、予防接種法を改正して、急性灰白髄炎を予防接種を行なうべき疾病に加え、予防措置の万全を期せんとすることが、本改正案の提出理由であります。

日、二十一日、三月三日、十日に慎重に審査いたしました。主として旧港灣整備五カ年計画の進捗状況、旧五カ年計画と新五カ年計画との関係、新五カ年計画に対する資金の見通し、特に産業立地調整費との関係について、また、港灣整備に伴う関係諸施設の整備方針、米軍接収港灣施設の返還問題及び五カ年計画と職員の設定化等の諸問題について熱心なる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

かくて、三月十日、討論を省略して直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第四 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
○副議長(久保田鶴松君) 日程第四、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月一日

参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀬一郎殿

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項に次のただし書を加える。

ただし、第三号及び第四号の場合にあつては、普通財産である土地については、この限りでない。

第五條第一項第三号中「敷地を除く。」を削り、同項に次の一号を加える。

四 地方公共団体において水道施設として公共の用に供するところ。

第六條中「国有財産法第二十九条及び」を「国有財産法第二十八條第四号ただし書の規定は、前条第一項第四号の場合に、同法第二十九條及び」に改め、「前条第一項第三号の下に」若しくは第四号を加え、「準用」をそれぞれ準用に、「国有財産法第二十九條中」を「同法第二十九條中」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長足立篤郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔足立篤郎君登壇〕

○足立篤郎君 たいだ議題となりました国有財産特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現在、地方公共団体に対し無償貸付中の水道施設は大部分が旧軍用財産であります。この法律案は、これら地方公共団体の経営する水道事業を助成するため、その施設の経営が営利を目的としない限り、当該地方公共団体に對し、土地を除いて水道施設を譲与することができるとするものであります。

この法律案は、去る三月十日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、總理府設置法の一部を改正する法律案及び

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

總理府設置法の一部を改正する法律案、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

總理府設置法の一部を改正する法律案

右
昭和三十六年二月二十日
内閣總理大臣 池田 勇人

總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中公營競技調査会の項の次に次のように加える。

海洋科学技術
審議会
内閣總理大臣の諮問に應じて海洋に関する科学技術に関する重要事項を調査審議すること。

町名地番制度
審議会
内閣總理大臣又は関係各大臣の諮問に應じて町名地番制度に関する重要事項を調査審議すること。

町名地番制度
審議会
内閣總理大臣又は関係各大臣の諮問に應じて町名地番制度に関する重要事項を調査審議すること。

第十五條第二項中「職員」の下に「その他これらの附属機関に關し必要な事項」を加える。

附則第四項中「税制調査会は昭和三十三年三月三十一日まで」の下に「町名地番制度審議会は昭和三十三年三月三十一日まで」を加える。

附則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由
海洋に関する科学技術に関する重要事項及び町名地番制度に関する重要事項について、それぞれ調査審議するため、總理府に海洋科学技術審議会及び町名地番制度審議会を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

右
昭和三十六年二月二十日
内閣總理大臣 池田 勇人

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第八條中「總裁一人」の下に「副總裁一人」を加える。

第九條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「公庫を代表し」を削り、「總裁」を「總裁及び副總裁」に、「總裁」を「總裁及び副總裁」に改め、同項を同條第三項

に改め、同項を同條第三項

に改め、同項を同條第三項

に改め、同項を同條第三項

に改め、同項を同條第三項

昭和三十六年三月十四日 衆議院會議録第十六号 總理府設置法の一部を改正する法律案外一案 矯正医官修学資金貸与法案

二五〇

とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 副総裁は、公庫を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

第十條第二項中「理事」を「副総裁及び理事」に改める。

第十四條中「理事」を「副総裁」に改める。

第十五條中「公庫の職員」を「理事又は公庫の職員」に、「公庫の業務の一部」を「従たる事務所の業務」に改める。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由 北海道東北開発公庫の業務の増大に伴い、その円滑な遂行に資するため、副総裁一人を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長久野忠治君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

○久野忠治君 ただいま議題となりました兩法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

總理府設置法の一部を改正する法律案は、總理府の付属機関として海洋科学技術審議会、及び、存続期間を一年とする町名地番制度審議会を設置するものでありまして、前者は海洋に関する科学技術に関する重要事項について、後者は町名地番制度に関する重要事項についてそれぞれ調査審議することになっております。

次に、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案は、同公庫の業務の増大に伴い、その円滑な運営に資するため、新たに副総裁一人を置くほか、公庫業務の代理人の選任に関する規定の整理等を行なうとするものであります。

以上兩法案は、それぞれ二月二十一日、二十一日日本委員会に付託、二月二十一日、二十三日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重に審議を行ない、三月十四日質疑を終了し、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたしましたところ、兩法案はいずれも全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 兩案を一括して採決いたします。

兩案の委員長報告はいずれも可決であります。兩案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。よって、兩案とも委員長報告の通り可決いたしました。

矯正医官修学資金貸与法案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、矯正医官修学資金貸与法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

矯正医官修学資金貸与法案を議題といたします。

矯正医官修学資金貸与法案

右 昭和三十六年二月二十三日

内閣總理大臣 池田 勇人

国会に提出する。

第一条 この法律は、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院(以下「矯正施設」という。)における医療の重要性にかんがみ、医師たる矯正施設の職員に充実に資するため、医学を専攻する者で将来矯正施設に勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与することを目的とする。

(矯正医官修学資金)

第二条 政府は、次の各号に掲げる者であつて将来矯正施設に勤務しようとするものの申請により、その者に無利息で矯正医官修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下単に「大学」という。)の医学部の学生であつて医学を専攻するもの

二 大学を卒業して、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十一條に規定する実地修練(以下単に「実地修練」という。)を行なつてゐる者

(貸与方法)

第三条 修学資金は、貸与の契約に定められた月から、実地修練を終了する日の属する月までの間、毎月、政令で定める額を貸与するものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ、二月分又は三月分をあわせて貸与することができる。

(修学資金の総額)

第四条 政府は、第二條の規定により修学資金を貸与する旨の契約を結ぶ場合には、当該年度において結ばれる契約に基づいて貸与すべき修学資金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

(保証人)

第五条 修学資金の貸与を受けようとする者は、政令の定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除並びに貸与の停止及び保留)

第六条 政府は、第二條の規定による契約の相手方(以下「修学生」という。)が次の各号の一に該当するに至つたときは、その契約を解除するものとする。

一 退学し、医学を専攻して大学を卒業した後引き続き実地修練を行なわず、又は実地修練をやめたとき。

二 心身の故障のため修学の見込がなくなつたと認められるとき。

三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

五 死亡したとき。

六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込がなくなつたと認められるとき。

2 政府は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行なわないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

3 政府は、修学生が正当な理由がなく第十二條に規定する学業成績表の提出を行なわず、又は同条に規定する健康診断を受けない場

合に、同条に規定する学業成績表の提出を行なわず、又は同条に規定する健康診断を受けない場

合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還の債務の当然免除)

第七条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、返還の債務の免除を受けることができる。

- 一 実地修練を終了した後、直ちに矯正施設に在職した場合において、引き続き矯正施設又は矯正行政を所管する政令で定めるその他の機関に在職した場合において、その引き続き在職期間のうち医師となつた後の期間が、修学資金の貸与を受けた期間(前条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く)の二分の三に相当する期間(この期間が三年に満たないときは、三年とする)に達したとき。ただし、矯正施設の職員となつた日から起算して二年以内に医師となつた場合に限る。
- 二 前号に規定する在職期間中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免除されたとき。
- 三 前項第一号に規定する在職期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、政令で定める。

(返還)

第八条 修学資金は、次の各号に規定する場合に、政令の定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間(第六条第二項の規定により貸与

されなかつた修学資金に係る期間を除く)の二分の一に相当する期間(第十条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、返還しなければならない。

- 一 第六条第一項の規定により、修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき。
- 二 貸与を受けた者が実地修練を終了した後、直ちに矯正施設に在職した場合において、その引き続き在職期間のうち医師となつた後の期間が、矯正施設又は矯正行政を所管する政令で定めるその他の機関に在職した場合において、その引き続き在職期間のうち医師となつた後の期間が、修学資金の貸与を受けた期間(前条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く)の二分の三に相当する期間(この期間が三年に満たないときは、三年とする)に達したとき。ただし、矯正施設の職員となつた日から起算して二年以内に医師となつた場合に限る。
- 三 貸与を受けた者が、矯正施設に在職した場合において、その引き続き在職期間のうち医師となつた後の期間が、矯正施設又は矯正行政を所管する政令で定めるその他の機関に在職した場合において、その引き続き在職期間のうち医師となつた後の期間が、修学資金の貸与を受けた期間(前条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く)の二分の三に相当する期間(この期間が三年に満たないときは、三年とする)に達したとき。ただし、矯正施設の職員となつた日から起算して二年以内に医師となつた場合に限る。
- 四 貸与を受けた者が、矯正施設に在職した場合において、その引き続き在職期間のうち医師となつた後の期間が、矯正施設又は矯正行政を所管する政令で定めるその他の機関に在職した場合において、その引き続き在職期間のうち医師となつた後の期間が、修学資金の貸与を受けた期間(前条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く)の二分の三に相当する期間(この期間が三年に満たないときは、三年とする)に達したとき。ただし、矯正施設の職員となつた日から起算して二年以内に医師となつた場合に限る。

(返還の債務の裁量免除)

第九条 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師となつた後、矯正施設又は第七条第一項第一号に規定する機関に、通算して修学資金の貸与を受けた期間(第六条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く)の二分の三に相当する期間(この期間が三年に満たないときは、三年とする)以上在職したときは、修学資金の返還の債務(履行期が到来していないものに限り)を、以下の全部を免除することができる。

2 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師となつた後、矯正施設又は第七条第一項第一号に規定する機関に、通算して三年以上在職したときは、政令の定めるところにより、修学資金の返還の債務の一部を免除することができる。

- 3 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、矯正施設又は第七条第一項第一号に規定する機関に在職中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免除されたときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。
- 4 第七条第二項の規定は、第一項及び第二項に規定する在職期間の計算について準用する。

(返還の猶予)

第十条 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師となつた後矯正施設若しくは第七条第一項第一号に規定する機関に在職する場合又は災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認める場合には、その在職する期間又はその理由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

2 前項の規定により修学資金の返還の債務を猶予する場合には、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第十四号)第二十六条の規定は、適用しない。

第十一条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に及び、返還すべき額百円につき一日四銭の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(学業成績表の提出等)
第十二条 修学生は、法務省令の定めるところにより、毎年学業成績表を法務大臣に提出し、及び健康診断を受けなければならない。

(省令への委任)
第十三条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に必要と認められる事項は、法務省令で定める。

附則
1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
2 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五十六条第六号ノ七ノ二の次に次の一号を加える。
六ノ七ノ三 矯正医官修学資金
貸与法ニ依ル矯正医官修学資金ニ付テノ消費貸借ニ関スル証書

理由
矯正施設における医療の重要性にかんがみ、将来矯正施設に勤務しようとする医学専攻者に修学資金を貸与する制度を設けて、医師たる矯正施設の職員の充実に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。法務委員会理事林博君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔林博君登壇〕

○林博君 たいだいま議題となりました矯正医官修学資金貸与法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、刑務所、少年院等の収容者には身体、精神の不健康者が多く、社会復帰上、支障を来たしておられますが、ことに、その保険医療業務を担当する医師たる職員につきましては、その充足が困難なため、現在員は定員を大幅に下回っている実情であります。よつて、その対策として、このたび、公衆衛生修学資金貸与法及び自衛隊技術職員学資貸与の制度の例に準じ、将来矯正官になろうとする優秀な医学学生または実地修練生に対し毎月一定額の修学資金を貸与し、これを医師たる職員として確保しようとするものであります。

さて、法務委員会におきましては、二月二十三日本案が付託せられてより熱心な質疑を重ねて参りましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、三月十四日質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決に付したところ、本案は全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(久保田鶴松君) 採決いたします。

昭和三十六年三月十四日 衆議院會議録第十六号 朗読を省略した議長の報告

○議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(久保田鶴松君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
法務大臣 植木庚子郎君
大蔵大臣 水田三喜男君
厚生大臣 古井 喜實君
郵政大臣 小 金 義照君
建設大臣 中村 梅吉君
國務大臣 小澤佐重喜君
出席政府委員

法制局長官 林 修三君
法制局第二部長 野木 新一君
総理府総務長官 藤枝 泉介君
大蔵政務次官 大久保武雄君
厚生省年金局長 小山進次郎君
運輸政務次官 福家 俊一君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る十日、内閣から、地方財政法第三十条の二の規定による地方財政の状況報告書を受領した。

(要求書受領)

一、去る十日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に松本重治君を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(政府委員発令通知受領)

一、昨十三日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、同日(労働省婦人少年局長)谷野せつ子の第三十八回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

宇野 宗佑君

文教委員

田川 誠一君

社会労働委員

小沢 辰男君

農林水産委員

久保田 豊君

運輸委員

矢尾喜三郎君

建設委員

綾部健太郎君

山口 好一君

予算委員

小沢 辰男君

淡谷 悠蔵君

久保田 豊君

決算委員

山田 長司君

議院運営委員

井堀 繁雄君

(常任委員補欠選任)

一、去る十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

山口 好一君

文教委員

大倉 三郎君

社会労働委員

綾部健太郎君

小沢 辰男君

農林水産委員 山田 長司君

商工委員 石山 權作君

運輸委員 久保田 豊君

田中織之進君 矢尾喜三郎君

建設委員 小沢 辰男君

宇野 宗佑君 田川 誠一君

予算委員 久保田 豊君

淡谷 悠蔵君 矢尾喜三郎君

淡谷 悠蔵君 田中織之進君

決算委員 山田 長司君

議院運営委員 稻富 稜人君

(議案提出)

一、去る十日議員から提出した議案は次の通りである。

有明海開発促進法案(井手以誠君外二十一名提出)

一、去る十日内閣から提出した議案は次の通りである。

大豆なたね交付金暫定措置法案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

一、去る十一日内閣から提出した議案は次の通りである。

通算年金通則法案

通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

一、昨十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

漁業権存続期間特例法案

公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る十日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

日本住宅公団法の一部を改正する法律案

一、昨十三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十日委員会に付託された議案は次の通りである。

大豆なたね交付金暫定措置法案(内閣提出第一四六号)

農林水産委員会 付託

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七号)

通信委員会 付託

日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(参議院送付)

建設委員会 付託

一、昨十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

漁業権存続期間特例法案(内閣提出第一五〇号)

農林水産委員会 付託

公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

建設委員会 付託

一、昨十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五一号)(予)

農林水産委員会 付託

(条約送付)

一、去る十日参議院に送付した条約は次の通りである。

国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(質問書提出)

一、去る十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

東富士演習場問題に関する質問主意書(勝岡田清一君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る十日、内閣から、衆議院議員井堀繁雄君提出公社、公団及び事業団の性格に関する質問に対して、十分慎重に調査研究する必要があるため、昭和三十六年三月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

衆議院會議録第十三号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

二五 四 終り一五 修正案が 修正権が

三九 二 成長を唱え 成長を唱え

衆議院會議録第十四号中正誤

ベシ 欄外 誤 正

教材用 教科用

定價 一部 十五円

(但し良質紙は二十円)

(配送料共)

發行所 東京都新宿区市谷本村町一五

大蔵省印刷局

電話九段四三二

自費課

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日